

「大規模災害からの復興に関する法律施行令案の概要」に対する
意見募集について

平成 25 年 7 月 10 日
内 閣 府

大規模災害からの復興に関する法律が本年 6 月 17 日に成立しました。この度、同法の規定に基づき、復興協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合における各大臣への協議又はその同意に関する手続等を政令により定める必要があることから、本件について、広く国民の皆さまから御意見を伺うため、「大規模災害からの復興に関する法律施行令案の概要」について下記の要領で意見募集を行います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

別添「大規模災害からの復興に関する法律施行令案の概要」

2. 意見募集期間

平成 25 年 7 月 10 日（火）～平成 25 年 8 月 8 日（木）17 時（必着）

3. 意見の提出方法

- (1) 意見は、別紙の意見提出様式に、所属、氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、担当者の氏名、主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、日本語により作成願います。（様式参照）
- (2) 意見提出は、電子メール、FAX 又は郵送の方法で、ご提出をお願いします。（電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。）
 - ・ 電子メールの場合
メールアドレス：takuro.hamado@cao.go.jp
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付
復旧・復興担当 宛
 - ・ FAX の場合
FAX 番号：03-3593-2846
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付
復旧・復興担当 宛

- ・ 郵送の場合

宛先：〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3中央合同庁舎5号館5階
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）
付 復旧・復興担当 宛

4. 注意事項

- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨、御了承願います。
- ・ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- ・ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付大規模災害からの復興に関する法律担当 宛

「大規模災害からの復興に関する法律施行令案の概要」に対する意見

所属・氏名	(法人・団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名)
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
ご意見	(対象部分) 「」 ページ目、「」 行目 (ご意見)